別表第十一（第五条第一項関係）〔平成22年３月までの期間のすべての四分の一保険料を前納する場合〕

前納する月	平成22年		
	１　月	２　月	３　月
前　納　額	円 10,970	円 7,330	円 3,670

別表第十二（第五条第二項関係）〔平成22年３月までの間に法第９条第３号の規定に該当して資格喪失する被保険者が、当該規定に該当して資格喪失するまでのすべての四分の一保険料を前納する場合〕

資格喪失予定年月		法第９条第３号該当により資格喪失する者の生年月日	前納する月	
			平 成 22 年	
			１月	２月
平成22年	２　月	昭和25年２月２日から昭和25年３月１日までに生まれた者	円 3,670	円 —
	３　月	昭和25年３月２日から昭和25年４月１日までに生まれた者	円 7,330	円 3,670

別表第十三（第六条第一項関係）〔平成22年３月までの期間のすべての付加保険料を前納する場合〕

前納する月	平成22年		
	１　月	２　月	３　月
前　納　額	円 1,200	円 800	円 400

別表第十四（第六条第二項関係）〔平成22年３月までの間に法第９条第３号の規定に該当して資格喪失する被保険者が、当該規定に該当して資格喪失するまでのすべての期間の付加保険料を前納する場合〕

資格喪失予定年月		法第９条第３号該当により資格喪失する者の生年月日	前納する月	
			平 成 22 年	
			１月	２月
平成22年	２　月	昭和25年２月２日から昭和25年３月１日までに生まれた者	円 400	円 —
	３　月	昭和25年３月２日から昭和25年４月１日までに生まれた者	800	400

別表第十五（第六条第二項関係）〔平成22年３月までの間に法附則第５条第６項第１号の規定に該当して資格喪失する被保険者が、当該規定に該当して資格喪失するまでのすべての期間の付加保険料を前納する場合〕

資格喪失予定年月		法附則第５条第６項第１号該当により資格喪失する者の生年月日	前納する月	
			平 成 22 年	
			１月	２月
平成22年	２　月	昭和20年２月２日から昭和20年３月１日までに生まれた者	円 400	円 —
	３　月	昭和20年３月２日から昭和20年４月１日までに生まれた者	800	400

別表第十六（第六条第二項関係）〔平成22年３月までの間に法附則第５条第６項第４号の規定に該当して資格喪失する被保険者が、当該規定に該当して資格喪失するまでのすべての期間の付加保険料を前納する場合〕

法附則第５条第６項第４号該当により資格喪失する者の資格喪失予定年月		前納する月	
		平 成 22 年	
		１月	２月
平成22年	２　月	円 400	円 —
	３　月	800	400

別表第十七（第七条関係）〔各月の保険料を口座振替で前納する場合〕

前　納　す　る　月	平成22年１月から平成22年３月までの各月
前　　納　　額	14,610円

別表第十八（第八条関係）〔各月の付加保険料を口座振替で前納する場合〕

前　納　す　る　月	平成22年１月から平成22年３月までの各月
前　　納　　額	400円

○厚生労働省告示第五百三十一号

国民年金法施行令（昭和三十四年政令第百八十四号）第十条第二項の規定に基づき、保険料を追納する場合に納付すべき額を次のとおり告示し、平成二十二年一月一日から適用する。

平成二十一年十二月二十八日

厚生労働大臣　長妻　昭